

# 文教委員会資料⑨

## 1 所管事務の調査（報告）

- (9) 川崎市小児医療費助成条例の一部改正に関するパブリックコメント手続の実施  
結果について

資 料 川崎市小児医療費助成条例の一部改正に関するパブリックコメント手続  
の実施結果について

参考資料 小児医療費助成制度の拡充について

こども未来局

（平成30年8月24日）

## 川崎市小児医療費助成条例の一部改正に関する パブリックコメント手続の実施結果について

### 1 概要

安心して子育てできる環境づくりのため、小児医療費助成条例に基づき医療費助成を実施しています。子どもの入院については、経済的にも精神的にも子育て家庭に与える負担が大きいことから、経済的な心配をすることなく、入院中の子どもと寄り添うことができるよう、入院医療費助成の所得制限を廃止するため、本条例の改正に向けて、パブリックコメント手続を実施しました。市民の皆様から次のとおり、御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

### 2 意見募集の概要

題名	小児医療費助成制度の入院医療費助成の所得制限の廃止について
意見の募集期間	平成30年6月20日（水）～平成30年7月30日（月）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市政だより7月1日号掲載、川崎市ホームページ掲載</li> <li>(2) 情報プラザ、公文書館、各区役所（市政資料コーナー）、支所・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、こども家庭課にて資料閲覧</li> <li>(3) 関係施設（地域子育て支援センター、保育所、幼稚園、こども文化センター）にて案内を掲出 等</li> </ul>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 川崎市ホームページ掲載</li> <li>(2) 情報プラザ、公文書館、各区役所（市政資料コーナー）、支所・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、こども家庭課にて資料閲覧</li> </ul>

### 3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		40通（87件）
内 訳	電子メール	22通（37件）
	F A X	18通（50件）
	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）

### 4 意見の内容と対応

パブリックコメント手続を実施した結果、入院医療費助成の所得制限の廃止に関する賛成の意見のほか、通院医療費助成の所得制限、一部負担、助成対象年齢に関する御意見が寄せられました。

御意見については、今後の施策・事業の推進の参考とさせていただき、当初案のとおり条例改正の手続きを進めます。

#### 【御意見に対する本市の考え方の区分説明】

A：御意見の趣旨を踏まえ、条例（案）に反映させるもの

B：御意見の趣旨が条例（案）に沿った意見であるもの

C：今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの

D：条例（案）や施策に対する要望の意見であり、条例（案）や施策の内容の考え方等を説明するもの

E：その他

項目	件数	市の考え方（単位：件）				
		A	B	C	D	E
入院医療費助成の所得制限の廃止に関する事	30		28		2	
通院医療費助成の所得制限に関する事	29			1	28	
通院医療費助成の一部負担に関する事	13				13	
通院医療費助成の対象年齢に関する事	15				15	
合計	87		28	1	58	

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

## 5 市民意見（要旨）と意見に対する市の考え方

### <入院医療費助成の所得制限の廃止に関すること>

番号	意見内容	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
1	平均収入が300万円ほどのこの日本で、その三倍はある収入の世帯に本当に必要な支援なのか、疑問に思う。所得制限の廃止は必要ない。	入院医療費の所得制限の廃止については、経済的、精神的なセーフティネットとして、入院中の子どもに寄り添える環境づくりを進めるための取組が必要と考えています。	D
2	入院医療費助成の所得制限の廃止に賛成。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの医療は平等に受けられるべきであり、親の所得で制限されるべきではないと考える。</li> <li>・継続的に入院が必要であり、経済的な負担が大きく、せめて入院費用だけでも負担がなくなればと思う。</li> <li>・子どもを社会全体で育てて行くということが、これからの少子化では必要だと思う。</li> <li>・所得制限を超えた家庭は、税の負担も大きく、医療費の助成を受けられないのは、不公正である。</li> <li>・他都市と比べて支援が低い。</li> </ul> (同趣旨 27件)	入院医療費の所得制限の廃止については、経済的、精神的なセーフティネットとして、入院中の子どもに寄り添える環境づくりを進めるため、平成31年1月の廃止に向けて取組を進めてまいります。	B
3	入院の所得制限が撤廃されることは前進であり、喜ばしいことである。ただ、現行の償還払いのままでは、一旦窓口で立て替える負担感が大きく、また後日償還払いの手続きに役所窓口まで行かなければならないのは大変利用しづらい。通院と同様、現物給付での実施をお願いしたい。	現物給付により助成を実施するためには、新たに入院専用の医療証の交付が必要になり、これに伴い、審査支払機関や病院の独自システムの改修等の対応が必要になることから、難しいものと考えています。	D

### <通院医療費助成の所得制限に関すること>

番号	意見内容	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
4	入院だけでなく通院も所得制限なしにするべき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの医療は平等に受けられるべきであり、親の所得で制限されるべきではないと考える。</li> <li>・慢性疾患により継続的に通院が必要な場合など、医療費の負担が大きい。</li> <li>・子どもを社会全体で育てて行くということが、これからの少子化では必要だと思う。</li> <li>・所得制限を超えた家庭は、税の負担も大きいにもかかわらず、所得制限により市からの支援がなく、不公平である。</li> <li>・他都市と比べて子どもへの支援が低く、制度を拡充し、所得の高い子育て家庭を川崎市に呼び込むべき。</li> <li>・川崎市の財政状況であれば実施が可能である。</li> <li>・健康保険料は所得に比例して徴収され、この時点で応能負担の原則は適用されており、助成で所得制限をすべきではない。</li> </ul> (同趣旨 25件)	入院医療費の所得制限の廃止については、経済的、精神的なセーフティネットとして、入院中の子どもに寄り添える環境づくりを進めるための取組が必要と考えています。 通院医療費助成については、限られた財源の中で、持続可能な制度として運営していくため、引続き、所得制限を設けていく必要があるものと考えております。	D

5	<p>通院医療費助成について、現在の所得制限を少し超えた家庭は、負担が大きく、ほんとに所得の高い家庭には、所得制限があってもよいが、所得の限度額を緩和してほしい。</p> <p>(同趣旨 1件)</p>	<p>所得制限については、制度の継続的かつ安定的な運営を図りながら、子育て家庭への経済的支援を行うため、同様に広く一般家庭を対象とした子育て支援策である児童手当に準拠して設けていく必要があると考えています。</p>	D
6	<p>所得の考え方に不公平があるように思う。児童手当に準拠した所得制限とあるが、児童手当の所得基準の考え方を見直すべきと考える。所得の高い保護者の所得のみを審査するのではなく、夫婦合算の所得で審査すべきである。また、社会保険料は、どれだけ払っても、一律8万円のみ控除であるが、小規模企業共済等掛金控除は、全額控除できる。こうした不公平を解消したうえで、通院医療費助成における所得制限をより厳しい基準に変え、それで浮いた分を入院等で金銭的負担が多い方のために使うべきと考える。</p>	<p>所得制限については、制度の継続的かつ安定的な運営を図りながら、子育て家庭への経済的支援を行うため、同様に広く一般家庭を対象とした子育て支援策である児童手当に準拠して設けています。所得審査の対象者や計算方法等については、他の給付・助成制度の状況も参考にしながら、検討していく必要があると考えています。</p>	C

<通院医療費助成の一部負担に関すること>

番号	意見内容	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
7	<p>通院の受診時の一部負担について、廃止してほしい。</p> <p>(同趣旨 8件)</p>	<p>通院における一部負担については、制度の継続的かつ安定的な運営を図りながら、子育て家庭への経済的支援を行うため、引続き、設けていく必要があると考えています。</p>	D
8	<p>現在、小学校4年生から6年生までが対象の通院1回当たり500円の自己負担について、対象年齢等を拡大して、その財源により、通院医療費助成の所得制限を廃止するなど制度の拡充を図ってほしい。</p> <p>(同趣旨 3件)</p>	<p>小学校3年生までは、医療機関を受診する機会が多く、また、保護者の医療費に対する負担感が高いことから、通院における一部負担については、小学校4年生から6年生までを対象とすべきと考えています。</p>	D

<通院医療費助成の対象年齢に関すること>

番号	意見内容	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
9	<p>通院助成の対象年齢を中学校卒業まで拡大してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの健康については、平等にしてほしい。</li> <li>・医療費の負担が大きい。</li> <li>・他都市では中学校卒業まで実施している。</li> <li>・川崎市の財政状況であれば実施が可能である。</li> </ul> <p>(同趣旨 13件)</p>	<p>通院助成の対象年齢については、平成29年4月の拡大に際して、制度の運営状況や子どもの受療率、子育て家庭を取り巻く状況、財政面への影響など様々な観点から幅広く検討を行っており、学齢期における心身の成長の一つの区切りである小学校6年生までの助成が必要であると考えています。</p>	D
10	<p>通院助成の対象年齢を小学校低学年までとし、所得制限をなくすべきです。</p>		

# 小児医療費助成制度の拡充について

## 1 本市小児医療費助成制度の状況

●**制度趣旨**：小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、もって小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

●**制度内容**：

年齢	0歳	1歳～小学校6年生	中学生
助成対象	入院、通院	入院、通院	入院のみ
助成範囲	保険医療費の自己負担分(※1) (2割)	保険医療費の自己負担分(※1) (未就学2割、小学生3割(※2))	保険医療費の自己負担分(※1) (3割)
助成方法	現物給付	現物給付	償還払い
医療証	交付あり	交付あり	交付なし
所得制限	なし	あり	あり

※1 食事療養標準負担額を除く、高額療養費等の支給がある場合は、その支給額を差し引いて助成

※2 小学校4年生～6年生は、通院1回当たり500円を超えた額を助成(保護者が市民税所得割非課税の場合を除く)

●**所得制限**：1歳以上の場合、児童手当制度における所得制限限度額に準拠

扶養人数	0人	1人	2人	3人
所得限度額	630万円	668万円	706万円	744万円
収入額(目安)	833万円	875万円	917万円	960万円

●**制度拡充経過**

制度開始 昭和48年4月 乳児医療費助成制度の創設(0歳の入院・通院医療費助成、所得制限なし)

平成7年10月 小児医療費助成制度の創設(県の補助制度創設)

通院医療費助成対象年齢拡大		所得制限緩和	
平成7年10月	2歳児まで (入院：中学校卒業まで)	—	1歳以上(扶養人数0人：335.8万円)
平成11年1月	3歳児まで	平成9年7月	1歳以上を緩和 (扶養人数0人：335.8万円→480万円)
平成14年1月	4歳児まで		
平成17年1月	5歳児まで		
平成19年1月	小学校就学前まで	平成18年4月	1歳以上を緩和 (扶養人数0人：480万円→540万円)
平成24年9月	小学校1年生まで	平成24年6月	1歳以上を緩和 (扶養人数0人：540万円→630万円)
平成27年4月	小学校2年生まで		
平成28年4月	小学校3年生まで		
平成29年4月	小学校6年生まで		

## 2 総合計画における位置付け

子育て家庭の経済的な負担の軽減や、安心して医療を受けられる環境づくりを推進

●第1期実施計画(平成28～29年度)

- ・H28.4：通院対象年齢を小学校3年生まで拡大
- ・H29.4：通院対象年齢を小学校6年生まで拡大

●第2期実施計画(平成30～33年度)

- ・入院医療費助成の所得制限廃止に向けた取組の推進

【近年の制度拡充の経過】

	H26	H27	H28	H29
助成対象年齢	小1まで	小2まで	小3まで	小6まで
人口	107,012人	120,029人	132,721人	169,430人
助成対象	90,582人	99,419人	107,987人	132,506人
予算額	3,732百万円	3,809百万円	4,078百万円	4,598百万円
決算額	3,607百万円	3,920百万円	3,890百万円	—

### 3 制度の運用状況等について

#### ●年齢別助成対象者について

- ・保護者の所得の増加により、**高学年になるにつれて助成対象外となる割合が増加する。**

#### ●入院医療費の状況について

- ・入院医療費の1レセプト（1月）当たりの総医療費は、就学前に比べ、就学後の方が、入院期間が長くなることにより大きくなっている。また、自己負担割合は、就学前の2割から就学後は3割に増加する。

- ・入院医療費の自己負担額は、本市助成実績の総医療費からの推計では、就学後では1レセプト当たり平均約14万円となり、通院医療費の平均約1,900円/月に比べ、高額な負担となる。

- ・他にも食事療養標準負担額（平均約8,000円/月）や保険医療費とならない差額ベッド代等の経済的な負担のほか、入院自体への不安や入院期間中の病院への往復や付き添いなど精神的な負担も伴うこととなる。

- ・健康保険制度では、自己負担額が一定額を超えた場合、超えた額が高額療養費として支給されるが、**所得制限により小児医療証が不交付となる所得階層では、高額療養費の自己負担限度額が、入院医療費の平均自己負担額よりも高く設定されており、急激に負担が生じる。**

◎年齢ごとの対象者数について(平成30年度見込)

	所得制限廃止後の対象者数(※)	現行の助成対象者数	現行の助成対象外の人数	助成対象外の割合
0歳	12,848	12,848		
1歳	14,171	12,747	1,424	10.0%
2歳	13,820	12,151	1,669	12.1%
3歳	12,827	10,983	1,844	14.4%
4歳	12,853	10,848	2,005	15.6%
5歳	12,545	10,454	2,091	16.7%
6歳	12,324	9,993	2,331	18.9%
小1	12,144	9,688	2,456	20.2%
小2	12,206	9,541	2,665	21.8%
小3	12,268	9,366	2,902	23.7%
小4	11,692	9,241	2,451	21.0%
小5	11,060	8,233	2,827	25.6%
小6	11,181	7,683	3,498	31.3%
合計	161,939	133,776	28,163	17.4%
(参考) 入院のみ償還払いで助成				
中学	33,543	21,733	11,810	35.2%

※人口から対象外者(生保・他制度対象者等)を除く

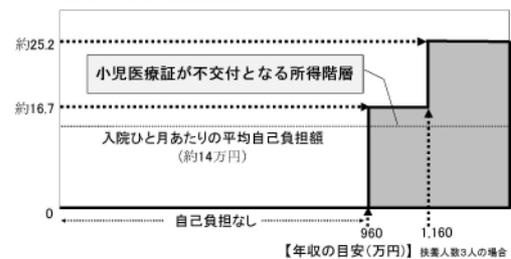
#### ・入院レセプト1件当たり医療費 (平成28年度実績)

年齢	総医療費(10割)①	負担割合②	自己負担額①×②
就学前	372,851円	2割	74,570円
就学後	469,773円	3割	140,932円

※ 高額療養費精算前の自己負担額

#### ◎本制度及び高額療養費制度による自己負担イメージ

【世帯毎のひと月の自己負担限度額(万円)】



### 4 制度拡充について

本制度については、全ての地方自治体において、地方単独事業により実施しているが、自治体間で対象年齢や所得制限・一部負担の有無など制度の内容が様々である。

本市の社会状況や子どもを取り巻く家庭・地域の環境が変化する中で、子育てに不安や負担を感じる家庭も多く、安心して医療にかかることができる環境づくりが、子育ての大きな支援となっているなかで、これまでの制度拡充の経過や本市の子育て家庭を取り巻く状況を勘案し、次の観点を踏まえながら、**効果的な手法で子育て家庭の安心感を広げていく必要がある。**

#### ◎子育て支援施策を総合的に展開するなかでの本制度の拡充の在り方

子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向け、出産・子育てから、青年期に至るまで、成長・発達の段階に即して、切れ目なく、効果的に子育て支援施策を推進する。

#### ◎持続可能な制度として安定的・継続的な運用の確保

#### ●入院医療費助成の所得制限の廃止

子どもの入院については、経済的にも精神的にも子育て家庭に与える負担が大きいことから、経済的な心配をすることなく、入院中の子どもと寄り添うことができる環境づくりを進めるため、**入院医療費助成の所得制限を廃止**する。

#### ●実施時期 **平成31年1月1日**

平成31年1月入院分を同年2月から区役所にて申請受付を開始し、償還払いの方法で助成を実施

- ・市民や医療機関等への周知や庁内のシステム改修期間等を確保した上で、早期の負担軽減を図る。
- ・税制度における医療費控除の対象期間（1月～12月）も考慮

●**拡充後の制度内容：** 下線は今回の拡充後の内容

年齢	0歳	1歳～小学校6年生	中学生
助成対象	入院、通院	入院、通院	入院のみ
助成範囲	保険医療費の自己負担分(※1) (2割)	保険医療費の自己負担分(※1) (未就学2割、小学生3割(※2))	保険医療費の自己負担分(※1) (3割)
助成方法	現物給付	現物給付 <u>(※3)</u>	償還払い
医療証	交付あり	交付あり <u>(※3)</u>	交付なし
所得制限	なし	<u>あり(通院のみ)</u>	<u>なし</u>

※1 食事療養標準負担額を除く、高額療養費等の支給がある場合は、その支給額を差し引いて助成

※2 小学校4年生～6年生は、通院1回当たり500円を超えた額を助成(保護者が市民税所得割非課税の場合を除く)

※3 通院の所得制限を超過する場合は、医療証は交付せずに、入院医療費について償還払いにて助成

●**入院医療費の助成の増加見込件数 約2,150件 増加**

(※平成28年度入院助成件数 約10,500件) ⇒ **約12,650件**

●**事業費の増加見込額**

現行 ※平成30年度予算額 4,685,644千円(うち県補助金 585,991千円)

・**通年必要額 約1億円**

・**初年度必要額 約2千万円** 平成31年2月から申請受付開始(2か月分の医療費、システム改修経費等)

## 5 制度拡充のスケジュール

年度	平成30年度											平成31年度
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4～	
	文教委員会	パブコメの実施 6月20日～7月30日		第3回市議会定例会 条例改正議案 補正予算議案				入院所得制限廃止		入院医療費償還申請受付開始		
								市民・医療機関等への周知 庁内システムの改修等				

## 6 他都市の状況(平成30年4月現在)

・指定都市(20市)

	対象年齢	所得制限	保護者の負担
通院	高校卒業	1市	制限あり★ 7市 負担あり★ 17市
	中学校卒業	10市	制限なし 13市 負担なし 3市
	小学校6年生★	7市	
	小学校3年生	1市	
	小学校1年生	1市	
入院	高校卒業	2市	制限あり★ 7市 負担あり 8市
	中学校卒業★	18市	制限なし 13市 負担なし★ 12市

・県内市町村(33市町村)

	対象年齢	所得制限	保護者の負担
通院	中学校卒業	19市町村	制限あり★ 17市町 負担あり★ 3市
	小学校6年生★	14市町	制限なし 16市町村 負担なし 30市町村
入院	高校卒業	1村	制限あり★ 19市町 負担あり -
	中学校卒業★	32市町	制限なし 14市町村 負担なし★ 33市町村

★は平成30年4月時点での川崎市の該当項目